

平成31年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第2回総会

日 時 平成31年2月25日（月）午前9時00分
会 場 寒河江市総合福祉保健センター視聴覚室

出席委員

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 相原 稔 | 2番 猪倉 通文 | 3番 菊地 ひとみ |
| 4番 土屋 喜久夫 | 5番 加藤 友康 | 6番 影沢 政俊 |
| 7番 土田 彦雄 | 8番 大泉 邦彦 | 9番 佐藤 義広 |
| 10番 奥山 浩二 | 11番 菊地 弘美 | 12番 渡辺 裕之 |
| 13番 眞木 早百合 | 14番 新宮 しのぶ | 15番 鈴木 久一 |
| 16番 石山 邦一 | 17番 菅井 孝一 | 18番 木村 三紀 |

事務局

| | |
|--------------------|-----------------|
| 事務局 長 門口 隆太 | 事務局 長 補 佐 佐藤 利美 |
| 総務 主 査 高子 英晴 | 総務 係 長 菊地 亮 |
| 農地主査(兼)農地係長 日下部 靖広 | 農地係 主 事 国井 茂伸 |

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第4号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第6号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、5番・加藤友康委員、16番・石山邦一委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、事務局からほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第4号から議第6号までの議案について一括上程します。

(1) 議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第4号から議第6号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

去る2月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件を実施し、審査しました。

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位5番、西根地区の共同住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は、日田の市営住宅ひがし団地の北側にある住宅に囲まれた区域にある農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間につきましては30分程度としまして、9時35分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時32分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

(議案書順位6番朗読)

この件につきまして、2月14日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、本楯の老人福祉施設やすらぎの東側に広がる水田地帯です。借人は地区の中心経営体であり認定農業者でもあります。引き続き水稻を作付するということで何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく6ページをごらんください。

(議案書順位9番朗読)

この件につきまして、2月14日、加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は、農道からちょっと離れていまして、これまで譲受人とは別の方が耕作していたんですが、それが、ほかの人の畑を越えて侵入しているという状況であります。この度、その方もだめだというふうなことで、あわせてこの譲受人が所有権移転ということで、計画によりますと、野菜あるいはさくらんぼを拡大したいという内容となりますので、譲受人の畑の地続きとなります。そんなことで、非常にいいことだというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原 稔です。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、2月17日、猪倉委員、鬼海推進委員と現地を確認してまいりました。現地は慈恩寺集落から南に離れた寒河江川の左岸近くにあります。なお、2筆となっておりますのは、字の境界線をまたいでいるためでありまして、実態は1つの畑であります。ここは、譲受人ジオンジファームが昨年4月に、農地法第5条による転用許可を得て建設しましたライスセンターの隣接地です。譲受人は将来の育苗ハウスとしての活用も視野に入れながら、当面は長ネギを作付するということであり、周辺への影響はないものと判断しました。自社の看板施設の隣でもありますので、適切な管理がなされるものと考えます。

(議案書順位8番朗読)

この件につきましても、同じく2月17日、猪倉委員、鬼海推進委員と現地を確認してまいりました。現地は醍醐小学校東隣にある約12アールと、道生集落へ向かう県道の北側に面する約14アールの2枚の田です。借人は、以前から相対により耕作をしていたものですが、このたび、貸人の相続手続が完了しまして、正式な契約を結ぶものであります。借人は意欲的に営農に取り組んでおり、引き続き水稻を作付するものであり、周辺農地への影響はないものと判断しました。順位5番、順位8番ともに、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

(議案書順位7番朗読)

この件につきまして、2月16日、木村会長、菊地ひとみ委員、眞木委員と一緒に現地調査をしてきました。こちらの現地ですが、国道458号から熊野川を挟んで反対側になるんですが、雪のため行くことができず、国道からの確認となりました。この土地の場合も、譲受人が作付している田んぼですので、問題ないと判断しました。

なお、雪が解けたら再度確認をしてきます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位5番から9番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について。

(議案書順位4番朗読)

この件につきまして、2月14日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、高田地区の住宅地の中にある休耕田でありまして、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。
同じく8ページをごらんください。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、先ほど職務代理者のほうから報告ありましたように、2月19日、事前審査会で見てまいりました。現地は、日田の市営住宅というか、ひがし団地があるんですが、その北側に位置してまして、昨年もその場所の一角を同じ■■■■■さんのほうから所有権移転ということで動かして、残っている面積の約1反5畝ぐらいのところがある今回の申請となっております。周りは全部住宅地でありまして、計画どおりであれば何ら問題はないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位4番は住宅建築用敷地の転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位5番は、共同住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は住宅の用、もしくは事業の用に供する施設または公

共施設もしくは公益的施設が連担している区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋委員、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理人、お願いします。菅井会長職務代理人。

菅井委員

はい、議長。17番、菅井です。

11ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農家であり、地区審査では異議はございませんでした。また、農地中間管理事業関係については、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構への集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく、12ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも中間管理事業の案件につきましては、農業振興地域内でありまして、地区内の担い手に貸し出すための中間管理機構への集積する農地に適していると思われま

査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 最後集計をお願いします。

鈴木委員 済みません。最後のページをお願いします。

(議案書朗読)

いずれも一番下にあります中間管理事業に申請するものであります。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。
続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員 はい、議長。8番、大泉です。
11ページをごらんください。

(議案書朗読)

菅野さんは意欲的に農業を営んでいる方で、認定農業者でもあり、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員 はい、議長。1番、相原です。

13ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれの農地も、農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

13ページを開いてください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出すため、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第6号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時01分

平成31年2月25日

第2回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 5番委員 加藤 友康

議事録署名委員 16番委員 石山 邦一